

発 言 通 告 書

発言者氏名	井坂 直
発言の会議	平成29年 9月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 環境行政に対する基本認識について

- (1) 市長が目指す3つのまちづくりのイメージである「海洋都市構想」において、久里浜に計画されている石炭火力発電所は必要な施設であるのか。市長の基本的な認識を伺う。
- (2) 市長は所信表明において「豊かな自然とビジネスを融合させたまちづくりを進めます。」と表明されたが、環境保全と経済発展が両立しにくいことは、これまでの近代歴史の中で明らかである。持続可能な地域社会の形成のためにも、地方自治体は民間企業である事業者に対して、将来の日本社会を見据えた事業展開に努めるよう提言する必要性があるのではないか。市長のお考えを伺う。

2 地域資源の有効活用と保全について

- (1) 来年度の予算編成方針の基本姿勢の中で、「地域資源の最大活用」と明記されているが、横須賀の空気も都会にはない貴重な地域資源の一つとして捉えることができるのではないか。市長のお考えを伺う。

- (2) 空気も「地域資源である」と考えた場合、当然次のステップとして資源を有効活用していくことが求められる。上地市長の掲げる3つの構想のうちの一つである「音楽・スポーツ・エンターテイメント都市構想」におけるスポーツによる地域活性化をうたうならば活用と保全はなおさら必要なはずだ。マリンレジャーやマリンスポーツ、また、海岸で釣りなどを楽しむ方々は、すぐそばにある石炭火力発電所を果たしてどのように受けとめるでしょうか。市長はご自身の構想と整合性はとれているという認識か、伺う。
- (3) 健康促進の取り組みを進める本市の立場から見ても、石炭火力発電には問題があると思う。排出される硫黄酸化物や窒素化合物は光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどの化合物を生み出す。光化学スモッグ注意報が発令された場合、外出や屋外での活動を控えることを予防法とするが、結果としてボランティアの皆さんなど活発な地域活動にも影響を及ぼすおそれがあると考えます。賑わいと暮らしやすさを掲げる上地市長の横須賀復活計画と合致するとお考えか、伺う。

3 環境影響評価における首長としての意見表明について

- (1) 横須賀市環境審議会において、「県知事から横須賀市長あてに意見を求められている中で、市長から意見形成のための諮問はされないのか。」という旨の発言が会議録にある。これから環境影響評価準備書の手続きにかかる予定であることを踏まえて、上地市長には本市の環境審議会に諮問していただきたいが、いかがなお考えか、伺う。
- (2) 今年の1月に兵庫県赤穂市が、3月には千葉県市原市が石炭火力発電の計画を断念し、4月には兵庫県高砂市の石炭火力の新設計画が延期された。市原市の計画は以前に環境大臣から「是認できない」と指摘されていたものだが、いずれも今後の電力需要を考慮して採算性がとれない可能性があることと事業者が判断したものである。日本共産党市議団は、久里浜の火力発電所の再稼働自体に反対するものではなく、発電が必要であるならば、環境に負荷が少ないとされる液化天然ガスを選択すべきという立場だ。国際社会の潮流から外れてしまう方向にかじを切った

ままの状態でもいいのか、警鐘を鳴らす必要があるのではないかと。市長のお考えを伺う。

4 アスベスト解体工事について

- (1) 現在、久里浜の横須賀火力発電所ではアスベストを含む解体工事が行われているが、周辺住民の方でも工事内容が周知されていない。住民不安を解消するためにも、事業者が説明会などを開催する必要がある。本市には解体工事に関する条例がないことが招いた結果かもしれないが、これほどの長期間で大規模な解体工事は本市においても少ないと思われる。説明責任とあわせて適切に行うよう、事業者に要望していただきたいと考えるが、市長はいかがお考えか、伺う。

5 国民健康保険の県単位化について

- (1) 今回の都道府県単位化にあたり神奈川県が財政運営の責任主体となり、市町村の財政リスクは軽減され、財政運営の安定化が図れるものと説明されているが、市長自身、県単位化によって横須賀市の負担は軽減されるとお考えか、伺う。
- (2) 厚生労働省保険局による「国民健康保険事業年表」及び「国民健康保険実態調査報告」によれば、1980年代の国民健康保険料は平均して3万円から4万円台であり、1990年代は6万円から7万円、2000年代は8万円から9万円と上がり続けている。加入世帯の平均所得は、1990年代のバブル絶頂期の276万円をピークに下がり続け、2015年度は130万円台にまで落ち込んだ。無職の年金生活者や低所得の高齢者が被保険者の多数を構成している一方で、1980年代には50%を超えていた国民健康保険の総会計に占める国庫支出の割合が、今ではおよそ25%まで引き下がっている。来年度以降、国は3,400億円の財政支援の拡充を行うとしているが、全国知事会は政府に対して1兆円の国庫負担増を要求している。市長は、県と連携して国に対してどのような働きかけをしていくおつもりなのか、お考えを伺う。
- (3) 国に対しては、県が市町村とともに単独事業として実施して

いる小児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度障害者医療費助成を国の制度として創設することや、自治体独自で医療費助成を実施することに伴う国庫負担金の削減措置を廃止することについて、国に対して要望していただきたいが、市長はいかがお考えか。

- (4) 厚生労働省が今回の国民健康保険改革の一つの目玉にしているのが「保険者努力支援制度」である。この制度は、市町村・都道府県の医療費削減や収納率向上の努力を国が判定し、成果をあげている自治体に予算を重点配分する仕組みだ。具体的には重度化防止・収納率向上で40点、特定保健指導実施率の向上等で20点、地域包括ケアの推進で5点など、厚生労働省が市町村の取り組みを採点して点数に応じて特別調整交付金の一部（2016年度で150億円）を案分するとしている。このような全国の自治体同士を競わせる制度自体に私は強い憤りを感じる。さらに市町村の独自判断で行ってきた一般会計からの法定外繰り入れを「よい繰り入れ」と「解消すべき繰り入れ」とに分類し、自治体が住民福祉として実施している負担軽減や給付上乘せは解消すべきとしている。このような国の姿勢に対しては見直しを求める必要があると考えるが市長のお考えを伺う。